

佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上に寄与するため、合併処理浄化槽の普及を目的として、その設置を行う者に対し、予算の範囲内において、佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）

第2条第1号の浄化槽で、次に掲げる要件を備えるものをいう。

ア 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上であること。

イ 放流水のBODの日間平均値を放流水1リットルにつき20ミリグラム以下にすることができる機能を有すること。

ウ 全国浄化槽推進市町村協議会による合併処理浄化槽登録制度に基づく登録を受けていること。

(2) 窒素除去型高度処理型合併処理浄化槽 合併処理浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度の日間平均値を放流水1リットルにつき20ミリグラム以下にすることができる機能を有するものをいう。

(3) N10型 窒素除去型高度処理型合併処理浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度の日間平均値を放流水1リットルにつき10ミリグラム以下にすることができる機能を有するものをいう。

(4) N20型 窒素除去型高度処理型合併処理浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度の日間平均値を放流水1リットルにつき10ミリグラムを超え、20ミリグラム以下にすることができる機能を有するものをいう。

(5) 窒素・磷(りん)除去型高度処理型合併処理浄化槽 合併処理浄化槽のうち、放流水のBODの日間平均値を放流水1リットルにつき10ミリグラム以下、総窒素濃度の日間平均値を放流水1リットルにつき10ミリグラム以下及び総磷(りん)濃度の日間平均値を放流水1リットルにつき1ミリグラム以下にすることができる機能を有するものをいう。

(6) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の既存単独処理浄化槽をいう。

- (7) くみ取便所 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に定める構造を有するものをいう。
 - (8) 放流先のない場合の処理装置 千葉県の放流先がない場合の浄化槽放流水の処理に係るガイドライン（平成24年3月26日付け水保第2186号）に定める要件及び技術的基準を満たす処理装置のうち、市長が認めたものをいう。
 - (9) 集会施設 町内会その他の住民組織が設置し、地域住民の集会等コミュニティづくりの場として使用する建物で、調理施設又は流し台を有するものをいう。
- （補助対象地域）

第3条 補助金の交付の対象となる合併処理浄化槽の設置場所の地域（以下「補助対象地域」という。）は、次に掲げる地域とする。

- (1) 法第12条の4第1項の浄化槽処理促進区域に指定されている地域
- (2) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画に定められた予定処理区域のうち、公共下水道の整備が原則として7年以上見込まれない地域（第5条第2項又は第3項の設置換えを行う場合に限る。）

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象地域において、現に自己及び生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他の親族（以下「生計同一親族」という。）の居住の用に供している住宅（併用住宅にあつては、非住宅部分の床面積が50平方メートル以下で、かつ、その占める割合が当該建築物の延べ床面積の2分の1未満であるものをいう。以下同じ。）の敷地内（都市計画法（昭和43年法律第100号）に照らして支障がない場合は、その隣接地内を含む。以下同じ。）に窒素除去型高度処理型合併処理浄化槽若しくは窒素・磷(りん)除去型高度処理型合併処理浄化槽（10人槽以下の規模のものに限る。以下「補助対象浄化槽」という。）の設置を行う個人又は集会施設の敷地内に補助対象浄化槽の設置を行う個人若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項の認可地縁団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認を受けない者又は法第5条第1項の規定による設置の届出を行わず、若しくは同条第2項の勧告に従わない者
- (2) 当該年度の3月1日までに第13条の報告を行うことができる見込みがない者
- (3) 販売の目的で、補助対象浄化槽付き専用住宅又は併用住宅を建築（新築、増築又は改築（既存の建築物を除却した後、同一の用途、規模及び構造の建築物に建て替えることをいう。）をいう。以下同じ。）する者

- (4) 土地を借りている者で、当該土地の敷地内の住宅又は集会施設に補助対象浄化槽を設置することについて当該土地の所有者の承諾が得られないもの
 - (5) 当該住宅を第三者へ有償又は無償で譲渡することを目的として補助対象浄化槽の設置を行う者
 - (6) 放流先のない場合に、放流先のない場合の処理装置を設置しない者
 - (7) 過年度分の市税（補助金の交付の申請書を提出する日が属する年度の前年度以前に課税となった市民税、固定資産税、都市計画税又は軽自動車税をいう。）を滞納している者（特別徴収に係る市民税について、特別徴収義務者により特別徴収されたにもかかわらず未納がある者を除く。）
 - (8) 従前に佐倉市から補助金の交付を受けて設置した合併処理浄化槽（災害を受けたことにより更新の必要が生じたものを除く。）を更新（その使用を一旦廃止した上、1年以内に新たなものを設置する場合を含む。）する者（補助金の交付を受けた者の承継人を含む。）
 - (9) その他市長が必要と認める措置を行わなかった者
- 2 補助対象地域において新たに建築する住宅の敷地内に補助対象浄化槽の設置を行う者（前項各号のいずれかに該当するものを除く。）については、当該年度の3月1日までに建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の交付を受け、かつ、同日までに自己及び生計同一親族の入居が完了する見込みがある場合に限り、補助金の交付の対象となる者とする。この場合において、前項第7号中「市税」とあるのは「市町村税（特別区税を含む。）」と、「市民税」とあるのは「市町村民税（特別区民税を含む。）」と、第6条第2項第12号中「過年度分市税納税証明書」とあるのは「過年度分市町村税（又は特別区税）納税証明書」と読み替えるものとする。

（補助金の額）

- 第5条 補助金の額は、補助対象浄化槽の設置に必要な経費（本体費用及びその据付工事に係る費用の合計額をいい、敷地内の流入及び放流用の管渠並びにますの設置工事（以下「宅内配管工事」という。）に係る費用を含まないものとする。）に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を超えない範囲で、別表第1の種類及び規模に応じた額を上限とする。
- 2 既設の単独処理浄化槽から補助対象浄化槽への設置換え（以下「単独転換」という。）を行う場合は、前項の補助金の額に、別表第2の経費（既設の単独処理浄化槽の撤去工事に係る費用（その処分費用を含む。以下同じ。）及び宅内配管工事に係る費用（それぞれ同表の限度額を上限とする。以下同じ。）の合計額をいう。）に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。ただし、当該補助対象浄化槽の設置に関し、建築基準法

第6条第1項又は第6条の2第1項の確認を受けるべき場合は、当該経費のうち、宅内配管工事に係る費用に相当する額については加算しないものとする。

- 3 既設のくみ取便所から補助対象浄化槽への設置換え（以下「くみ取転換」という。）を行う場合は、第1項の補助金の額に、別表第3の経費（既設のくみ取便所の撤去工事に係る費用（その処分費用を含む。以下同じ。）及び宅内配管工事に係る費用（それぞれ同表の限度額を上限とする。）をいう。）に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。ただし、当該補助対象浄化槽の設置に関し、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認を受けるべき場合は、当該経費のうち、宅内配管工事に係る費用に相当する額については加算しないものとする。
- 4 補助対象浄化槽の設置に伴い、放流先のない場合の処理装置を設置する場合は、第1項の補助金の額に、放流先のない場合の処理装置の設置に必要な経費（本体費用及びその据付工事に係る費用の合計額をいう。）の3分の1（10万円を上限とする。）に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。

（交付の申請）

第6条 規則第3条第1項に定める補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が提出しなければならない申請書は、佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）とする。

- 2 交付申請書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。

- （1）補助対象浄化槽の設置整備計画書
- （2）資金計画書及び収支予算書
- （3）法第5条第2項に規定する期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認済証の写し
- （4）補助対象浄化槽の構造図
- （5）配置配管図
- （6）第5条第1項の経費の見積書の写し（明細）
- （7）全国浄化槽推進市町村協議会による登録証の写し
- （8）機能保証登録証（市町村用）
- （9）浄化槽工事の請負契約書（注文者保管用）の写し
- （10）現場監督者の浄化槽設備士免状の写し
- （11）現場監督者の合併処理浄化槽施工技術特別講習会終了証の写し（現場監督者が昭和62年度以前に浄化槽設備士の資格を取得している場合に限る。）
- （12）過年度分市税納税証明書（申請前1か月以内に発行されたものに限る。ただし、申請者の市税の納付状況について、市長が公簿等で確認することに同意

する旨の申出があった場合を除く。)

(13) 既設の単独処理浄化槽の現況及びその撤去計画を示した書類及び第5条第2項の経費の見積書の写し(明細)(単独転換を行う場合に限る。)

(14) 既設のくみ取便所の現況及びその撤去計画を示した書類及び第5条第3項の経費の見積書の写し(明細)(くみ取転換を行う場合に限る。)

(15) 放流先のない場合の処理装置の設置計画を示した書類、処理装置申請書の写し、その構造図及び配置配管図、排水系統図並びに第5条第4項の経費の見積書の写し(明細)(放流先のない場合の処理装置を設置する場合に限る。)

(16) その他市長が必要と認める書類

3 交付申請書は、補助対象浄化槽の据付工事(宅内配管工事、既設の単独処理浄化槽若しくは既設のくみ取便所の撤去工事及び放流先のない場合の処理装置の据付工事を含む。以下「浄化槽工事」という。)の着手前であつて、かつ、補助金の交付を受けようとする年度の4月1日から12月28日までの期間内に提出しなければならない。

(浄化槽工事の事前確認検査の受検)

第7条 単独転換又はくみ取転換を行う場合において、その申請者は、申請後、浄化槽工事の着手前に浄化槽設備士立会いのもとで事前確認検査を受け、第5条第2項又は第3項の経費に相当する額の加算要件を満たすかどうか確認を受けなければならない。ただし、くみ取転換を行う場合において、当該補助対象浄化槽を設置することに関し、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認を受けるべきときは、この限りでない。

2 前項の事前確認検査の内容については、別に定める。

(交付又は不交付の決定等)

第8条 規則第6条第1項又は第2項の決定の通知は、佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第2号)によるものとする。

2 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該年度の3月1日までに、浄化槽工事が完了する見込み又は第4条第2項の自己及び生計同一親族の入居が完了する見込みがなくなった場合は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(計画変更の承認申請)

第9条 規則第8条第1項の申請書は、佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る計画変更の承認申請書(別記様式第3号。以下「計画変更承認申請書」という。)とする。

2 計画変更承認申請書に添付すべき書類は、第6条第2項各号(第12号を除く。)に掲げる添付書類のうち、当該計画変更の内容が確認できるものとする。

(計画変更の承認通知)

第10条 市長は、前条の計画変更を承認したときは、佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る計画変更の承認通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(施工状況の確認等)

第11条 市長は、補助事業者及び浄化槽設備士の立会いを求めた上で、浄化槽工事がその技術上の基準及び規則第5条第1項の条件に従って適正に行われているかどうか施工状況を現場において確認及び必要な措置を行うよう指示することができるものとする。

(浄化槽工事の中間検査の受検)

第12条 補助事業者は、補助対象浄化槽本体の据付時に、浄化槽設備士立会いのもとで中間検査を受け、同検査に合格しなければならない。

2 前項の中間検査の内容については、別に定める。

(浄化槽工事の実績報告)

第13条 補助事業者は、浄化槽工事が完了したときは、当該浄化槽工事が完了した日の翌日から起算して1か月以内又は当該年度の3月1日のいずれか早い日までに、佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る実績報告書(別記様式第5号。以下「実績報告書」という。)により市長に報告しなければならない。

2 実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。

(1) 収支決算書

(2) 補助対象浄化槽の設置整備成績書

(3) 第5条第1項から第4項までの各経費の領収書の写し

(4) 補助対象浄化槽の施工結果報告書

(5) 公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの千葉県浄化槽一括契約制度要綱(平成27年2月6日制定)に基づく一括契約書の写し(浄化槽の保守点検を法第7条第1項の浄化槽管理者が自ら実施する場合にあっては、法第11条第1項の定期検査の受検に係る契約書の写し)

(6) 補助対象浄化槽の施工状況の写真

(7) 既設の単独処理浄化槽の撤去結果報告書及び撤去作業工程の状況がわかる写真(単独転換を行った場合に限る。)

(8) 既設のくみ取便所の撤去結果報告書及び撤去作業工程の状況がわかる写真(くみ取転換を行った場合に限る。)

(9) 放流先のない場合の処理装置設置の施工結果報告書及び設置工事施工写真(放流先のない場合の処理装置を設置した場合に限る。)

(10) 法第7条第1項の水質に関する検査の費用を納付したことを証する書類

(11) 法第10条第1項の浄化槽管理者の義務を遵守する旨の誓約書

(12) その他市長が必要と認める書類

(浄化槽工事の完了検査の受検)

第14条 前条の報告を行った補助事業者は、当該報告を行った日の翌日から起算して1か月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、浄化槽設備士立会いのもとで完了検査を受け、同検査に合格しなければならない。

2 前項の完了検査の内容については、別に定める。

(額の確定)

第15条 規則第14条の額の確定の通知は、佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金確定通知書(別記様式第6号)によるものとする。

(補助金の交付の請求)

第16条 第14条の完了検査に合格した補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付請求書(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第17条 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、浄化槽工事の完了後7年とする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱の廃止)

2 佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱(昭和62年4月1日施行16佐生環第420号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請がなされる補助金について適用し、同日前に、廃止前の旧佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

(有効期限)

4 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請がなされる補助金について適用し、同日前に、廃止前の旧佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月19日決裁20佐下第841号、平成21年3月31日決裁20佐財第616号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、平成21年3月31日から施行する。

附 則（平成22年3月30日決裁21佐下第808号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金について適用し、同日前に交付の申請があった補助金等については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月30日決裁22佐下第678号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金について適用し、同日前に交付の申請があった補助金等については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月7日決裁23佐下第704号、平成24年3月26日決裁23佐財第681号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日決裁24佐生環第37号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金について適用し、同日前に交付の申請があった補助金等については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月16日決裁26佐生環第381号）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、附則第４項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則（平成３０年３月１２日決裁２９佐生環第４８６号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金について適用し、同日前に交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成３１年３月２２日決裁佐生環第６６８号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金について適用し、同日前に交付の申請があった補助金等については、なお従前の例による。

附 則（令和２年３月２７日決裁佐財第５７７号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和２年４月１日から施行する。ただし、この要綱による改正前の附則第２項の改正規定は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金について適用し、同日前に交付の申請があった補助金等については、なお従前の例による。

附 則（令和３年３月３０日決裁佐生環第６２７号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金について適用し、同日前に交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和４年３月３１日決裁佐生環第７０３号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金について適用し、同日前に交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 2 月 1 7 日決裁 佐生環第 6 7 2 号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金について適用し、同日前に交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月 2 9 日決裁佐財第 6 7 8 号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の改正規定は、決裁の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の規定は、令和 6 年度予算に係る補助金から適用し、令和 5 年度以前の年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 2 月 2 8 日決裁 佐生環第 9 5 2 号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の規定は、令和 6 年度予算に係る補助金から適用し、令和 5 年度以前の年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第 1（第 5 条関係）

種類及び 規模	窒素除去型高度処理型合併処理浄化槽		窒素・ ^{りん} 除去型高度処理型合併処理浄化槽
	建築に伴い設置されるN 1 0 型	単独転換又はくみ取転換で、建築を伴わないN 1 0 型	
	単独転換又はくみ取転換で、建築を伴わないN 2 0 型		
	単独転換又はくみ取転換を伴わないN 1 0 型		
5 人槽	360, 000 円	474, 000 円	528, 000 円
6 ～ 7 人槽	462, 000 円	570, 000 円	693, 000 円
8 ～10 人槽	585, 000 円	723, 000 円	963, 000 円

別表第 2（第 5 条関係）

経 費	限度額
既設の単独処理浄化槽の撤去工事に係る費用	1 8 万円
宅内配管工事に係る費用	3 0 万円

別表第 3（第 5 条関係）

経 費	限度額
既設のくみ取便所の撤去工事に係る費用	1 0 万円
宅内配管工事に係る費用	3 0 万円

別記

様式第 1 号（第 6 条関係）

佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

住 所
申請者 氏 名
電 話

佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金の交付を受けたいので、佐倉市補助金等の交付に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度		年度
補助を申請 する事業の 概 要 等	名 称	合併処理浄化槽設置事業
	目的及び内容	
	効 果	
経費所要総額		円
交付申請額		円
着手及び完了の予定年月日		着手予定年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日
申請者の申出 (いずれかに○)		私の市税の納付状況について、市長が公簿等により確認することに 同意します ・ 同意しません
		私の住民登録について、市長が公簿等により確認することに 同意します ・ 同意しません
施工計画内容に軽微な変更が生じた場合の代理人の指名		住 所 氏 名 連絡先

添付書類

- 1 補助対象浄化槽の設置整備計画書
- 2 資金計画書及び収支予算書
- 3 浄化槽設置届出書の写し又は建築物の建築確認済証の写し
- 4 補助対象浄化槽の構造図
- 5 配置配管図
- 6 要綱第5条第1項の経費の見積書の写し（明細）
- 7 全国浄化槽推進市町村協議会による登録証の写し
- 8 機能保証登録証（市町村用）
- 9 浄化槽工事の請負契約書（注文者保管用）の写し
- 10 現場監督者の浄化槽設備士免状の写し
- 11 現場監督者の合併処理浄化槽施工技術特別講習会終了証の写し（現場監督者が昭和62年度以前に浄化槽設備士の資格を取得している場合に限る。）
- 12 過年度分市税納税証明書（申請前1か月以内に発行されたものに限る。ただし、申請者の市税の納付状況について、市長が公簿等で確認することに同意する旨の申出があった場合を除く。）
- 13 既設の単独処理浄化槽の現況とその撤去計画を示した書類及び要綱第5条第2項の経費の見積書の写し（明細） ※1
- 14 既設くみ取便所の現況とその撤去計画を示した書類及び要綱第5条第3項の経費の見積書の写し（明細） ※2
- 15 放流先のない場合の処理装置の設置計画を示した書類、処理装置申請書の写し、その構造図及び配置配管図、排水系統図並びに要綱第5条第4項の経費の見積書の写し（明細） ※3
- 16 その他

※1 単独転換を行う場合に限る。

※2 くみ取転換を行う場合に限る。

※3 放流先のない場合の処理装置を設置する場合に限る。

担 当	佐倉市役所	号館	階
	課		班
電 話			

様式第 2 号（第 8 条関係）

佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

住 所
申請者

氏 名 様

佐倉市長

印

年 月 日付けで申請のあった佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金の交付について、次のとおり決定したので、佐倉市補助金等の交付に関する規則第 6 条第 1 項の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金等の名称	佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金
補助事業等の名称	合併処理浄化槽設置事業		
経費所要総額の うち補助の対象 となる 経 費			円
	うち要綱第 5 条第 1 項の経費		円
	うち同条第 2 項の経費		円
	うち同条第 3 項の経費		円
	うち同条第 4 項の経費		円
交 付 決 定 額	円		
交付予定時期			
交 付 条 件 又 は 不交付の理由			

様式第 3 号（第 9 条関係）

佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る計画変更の承認申請書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

住 所
申請者 氏 名
電 話

住 所
代理人 氏 名
電 話

年 月 日付け 第 号 で交付の決定を受けた佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る計画を変更したいので、佐倉市補助金等の交付に関する規則第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更（廃止）の理由

2 変更の内容

	変 更 前	変 更 後
機 種		
人 槽		
浄化槽工事 請 負 者		
交付申請額		
そ の 他		

担 当	佐倉市役所	号館 階
	課	班
電 話		

様式第4号（第10条関係）

佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る計画変更の承認通知書

第 号
年 月 日

住 所

申請者

氏 名

様

佐倉市長



年 月 日付けで申請のあった佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る計画の変更について、次のとおり承認したので通知します。

補助年度	年度	補助金等の名称	佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金
補助事業等の名称		合併処理浄化槽設置事業	
経費所要総額の うち補助の対象 となる経費		円	
		うち要綱第5条第1項の経費	円
		うち同条第2項の経費	円
		うち同条第3項の経費	円
		うち同条第4項の経費	円
交付決定額		円	
交付予定時期			
交付条件			
変更内容			

様式第5号（第13条関係）

佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る実績報告書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

住 所
申請者 氏 名
電 話

年 月 日付け 第 号 で交付の決定を受けた佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る浄化槽工事が完了したので、佐倉市補助金等の交付に関する規則第13条の規定により、次のとおり報告します。

補助年度		年度
補助を申請する事業の概要等	名 称	合併処理浄化槽設置事業
	設 置 場 所	佐倉市
	目的・内容	
	目標・成果	
経費所要総額		円
通知を受けた交付決定額		円
既に交付を受けた額		円
着手及び完了の年月日		着手年月日 年 月 日
		完了年月日 年 月 日

添付書類

- 1 収支決算書
- 2 補助対象浄化槽の設置整備成績書
- 3 要綱第5条第1項から第4項までの各経費の領収書の写し
- 4 補助対象浄化槽の施工結果報告書
- 5 公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの千葉県浄化槽一括契約制度要綱に

基づく一括契約書の写し ※1

6 補助対象浄化槽の施工状況の写真

7 既設の単独処理浄化槽の撤去結果報告書及び撤去作業工程の状況がわかる写真 ※2

8 既設のくみ取便所の撤去結果報告書及び撤去作業工程の状況がわかる写真 ※3

9 放流先のない場合の処理装置設置の施工結果報告書及び設置工事施工写真 ※4

10 法第7条第1項の水質に関する検査の費用を納付したことを証する書類

11 法第10条第1項の浄化槽管理者の義務を遵守する旨の誓約書

12 その他

※1 浄化槽の保守点検を法第7条第1項の浄化槽管理者が自ら実施する場合にあっては、法第11条第1項の定期検査の受検に係る契約書の写し

※2 単独転換を行った場合に限る。

※3 くみ取転換を行った場合に限る。

※4 放流先のない場合の処理装置を設置した場合に限る。

担 当	佐倉市役所	号館	階
	課		班
電 話			

様式第6号（第15条関係）

佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

住 所
申請者

氏 名 様

佐倉市長



年 月 日付け実績報告に係る佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金の額を確定したので、佐倉市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定額 円

2 確定額 円

3 その他

佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付請求書（別記様式第7号）により
年 月 日までに請求してください。

様式第 7 号（第 1 6 条関係）

佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

住 所
申請者 氏 名
電 話

年 月 日付け 第 号 で交付の決定を受けた佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金について、佐倉市補助金等の交付に関する規則第 1 6 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 円

（振込先）

金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協 本店 支店 支所
種 別 (いずれかに○)	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
(フリガナ)	
口座名義人	

担 当	佐倉市役所	号館 階
	課	班
電 話		